

千葉県でこれから浄化槽を設置する皆様へ



浄化槽を設置する際の申請書類には、
「浄化槽法第7条検査の検査手数料の納付書の写し」を貼付してください！

■ 浄化槽設置手続時の書類に貼付 → 7条検査の検査手数料の納付書の写し

【7条検査の検査手数料納付書の写し】
※ 払込用紙については、各指定検査機関にお問い合わせください。

添付図書 (浄化槽調査書)
1. 浄化槽処理水の放流経路、放流先[※]及び付近の状況を示した見取り図
※1 放流先の放流先がなく、高発散方式等の処理設備を使用する場合は、千葉県浄化槽設備管理課で定められる「放流先がない場合の浄化槽放流水の取扱いに係るガイドライン」で規定される基準に適合しているかどうか確認できる図説(図説の認定書の写し、図説詳細等)を添付してください。
2. 浄化槽の配置図、敷地内排水経路図
3. 敷地内排水設備写真

【申請書類】
建築確認申請時 : 浄化槽調査書
建築確認申請なし : 浄化槽設置届出書

6. 検査手数料の納付書の写し(検査手数料を納付した場合に限る)
浄化槽法に基づき法定検査(第7条検査)の検査手数料納付書は、検査手数料の納付書の写しを下記欄に貼付してください。(検査手数料の納付は、確認申請の要件ではありませんが、浄化槽管理課では、浄化槽法に基づき法定検査の受検確認がありますので、早急に受検申請手続を行ってください。)
検査手数料の納付書の写しの貼り付け欄(全面)にのり付けするなど、しっかり貼り付けてください。

写しを貼付

払込取扱票

02 横浜

通常払込料金加入者負担

金額 ※

料 金 備 考

①設置者(建築主)氏名

住所

電話番号

③使用開始(予定)年月日

④払込人氏名

②設置場所(建築場所)地名地番

名称

電話番号

日 附 印

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号

加入者名

金額 ※

おなまえ ※7条検査依頼領収書

ご依頼人

料 金 備 考

日 附 印

この書類は、建築基準法施行規則第一編の三第4項第一(四)項に基づく図書の手業集における標準書式です。
建築基準法第93条第1項の規定に基づき、浄化槽調査書及び添付図書一式を検査手数料の納付書の写しを貼り付けた書類が添付されているか否かにかかわらず、工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に送付してください。
検査手数料の納付書の写しが提出されないことを理由に建築確認において不利益な取り扱いをすることはありません。
建築基準法の確認済証番号と交付年月日を含め、記載してください。
[平成28年10月1日改訂]

■ 7条検査とは？

浄化槽法により、浄化槽使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に受検することが義務付けられており、水質等を検査することにより、浄化槽の設置工事が正しく行われたかどうかを判断するものです。県が指定した検査機関(指定検査機関)だけが実施できます。

■ 7条検査の申込先(指定検査機関)

機関名	担当区域	検査申込
公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター ☎ 043-246-6283 〒 260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1	船橋市、八千代市、習志野市、浦安市、市川市、柏市、野田市、 我孫子市、鎌ヶ谷市、松戸市、流山市、印西市、成田市、富里市、 八街市、四街道市、佐倉市、白井市、香取市、銚子市、旭市、 匝瑳市、山武市、東金市、大網白里市、茂原市、栄町、酒々井町、 神崎町、東庄町、多古町、芝山町、横芝光町、九十九里町、 白子町、一宮町、睦沢町、長南町、長柄町、長生村	
一般財団法人千葉県環境財団 ☎ 043-246-2079 〒 260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1(3階)	千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、 いすみ市、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市、御宿町、 大多喜町、鋸南町	

■ 書類の様式や維持管理の詳しい情報については、以下のホームページをご覧ください

